

## みなし口径の適用に関する要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、豊中市水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成22年豊中市条例第22号。以下「一部改正条例」という。）附則第3項の規定によるみなし口径（30ミリメートル以上の口径の市の水道メーターの口径を25ミリメートル以下とみなすことをいう。以下同じ。）の適用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(みなし口径の適用に係る算定期間等)

**第2条** 一部改正条例附則第3項の規定する豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定例日等に応じて定める期間（以下「算定期間」という。）は、一部改正条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の最後の定例日の前の定例日前1年間とする。

2 前項に規定にかかわらず、同項に規定する算定期間内における使用実績が1年間に満たないときその他管理者が特に必要と認めるときは、使用実態を勘案してみなし口径を適用することができる。

(みなし口径の適用の取消し)

**第3条** 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、みなし口径の適用を取り消すものとする。

- (1) 水道の使用を中止又は廃止したとき。
- (2) 豊中市水道事業給水条例（昭和35年豊中市条例第23号）第12条第1項に規定する給水装置の改造又は撤去工事をしたとき。
- (3) 使用者が施行日以後に変更されたとき。
- (4) 使用水量が一部改正条例附則第3項に規定する使用水量を超えたとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めるときは、引き続きみなし口径を適用することができる。この場合において、管理者は、使用者等に対し必要な書類の提出を求めることができる。

(実施の細目)

**第4条** この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から実施する。